

# 指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

## 第1章 総則

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑風会が設置運営する特別養護老人ホーム緑風館（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員等の従事者（以下「職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業者は事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 緑風館
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市広田中筋1025-19

### (利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、短期入所生活介護事業とあわせて10名とする。但し、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

## 第2章 職員及び職務内容

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数は、次を下回らないこととする。なお一体的に運営する介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の職員が兼務することとする

- (1) 施設長 1名

事業所の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者（施設長）の職務の代行をする。

- (2) 事務員 2名

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

- (3) 生活相談員 1名

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

- (4) 介護職員 21名

利用者の日常生活の介護業務に従事する。

(5) 看護職員 3名

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員 1名

利用者の個別機能訓練計画を作成し、機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 医師（嘱託医） 1名

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(8) 栄養士 1名

食事管理及び、利用者の栄養指導に従事する。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、その他の職員を置くことができる。

3 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

### 第3章 介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

#### (介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

##### (1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、全介助を行う。

離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

##### (2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、充分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を充分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

##### (3) 健康管理

施設長又は医師及び看護職員は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な処置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

##### (4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

##### (5) 相談・援助

常に利用者の心身状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

##### (6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

##### (7) 利用者に関する保険者への通知

介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞な

く、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ 正当な理由なしに介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わぬことにより要支援状態等の程度を増進させたと認められたとき。

ロ 偽り、その他不正な行為によって予防給付を受け、又は受けようとしたとき。

(介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

第7条 介護予防短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額とする。(介護報酬告示は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

(1) 自己負担額としては、保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。

(2) 滞在費 ①従来型個室 1,231円／日

②多床室 915円／日

(3) 食費 朝食 300円 昼食 700円 夕食 500円

利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

(4) 理美容代 一回あたり 2,000円 (顔剃追加 2,200円)

(5) 次条に定める送迎の実施地域を越えた部分について、送迎に要する費用を徴収する。

事業所から片道 10km未満 200円

事業所から片道 10km～15キロメートル未満 400円

事業者から片道 15キロメートル以上の場合、2km毎に100円加算(片道)

第8条 通常送迎を実施する地域は、次のとおりとする。

(1) 南あわじ市

(2) 洲本市

#### 第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第9条 利用者が介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業者は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 職員研修 (2) 新任研修

(内容、手続き説明及び同意)

第11条 介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申し込み者の同意を得る。

(介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第12条 利用を希望する者を対象に、介護予防短期入所生活介護を提供する。

2 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供す

る者との密接な連携により、介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健・医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第13条 介護予防短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由がなく介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用者に対し自ら適切な介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等への連絡、適切な他の介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第15条 介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期限を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、介護予防短期入所生活介護を提供するよう努める。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第16条 介護予防短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。

2 介護予防サービス計画が作成されていない場合には、要支援認定の申請が、遅くとも現在の要支援認定の有効期限が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第17条 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受ける為の援助)

第18条 介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、介護予防サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に依頼する旨を保険者に対して届け出こと等により、介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

2 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第19条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第20条 介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該介護予防短期入所生活介護の提供日及び内

容、当該介護予防短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第21条 法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した介護予防短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(介護予防短期入所生活介護の取り扱い方針)

第22条 介護予防短期入所生活介護は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

- 2 介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。
- 5 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
- 6 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、感染症対策及び食中毒の発生やまん延を防ぐため、感染症対策委員会を開催し、職員へ周知徹底し、感染症対策指針を作成し、職員への研修を定期的に行うものとする。
- 7 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、事故発生・再発防止のための措置として、事故発生時の対応等の指針を整備し、事故発生の報告、分析、改善策を職員に周知徹底を図る体制を整備するとともに、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うものと。
- 8 自らその提供する介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

第23条 施設長は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を盛り込んだ介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 施設長は、介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。
- 3 介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に介護予防サービス計画が作成されている

場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲示)

第24条 介護予防短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

(秘密保持等)

第25条 介護予防短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第26条 介護予防短期入所生活介護事業者は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

(苦情処理)

第27条 提供した介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口等を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講ずる。

2 提供した介護予防短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は、助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に向けた体制)

第28条 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

2 虐待の防止のための指針を整備する。

3 職員は、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに事実の確認を行い、虐待防止検討委員会にて再発防止策について協議し、職員に周知する。

5 責任者は、管理者とし、上記措置を適切に実施する。

(衛生管理)

第29条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水等について、衛生的な管理、衛生上必要な措置を講じ、食中毒などの予防に努める。

(経理区分)

第30条 短期入所生活介護の経理区分で一体的に会計処理する。

(記録の整備)

第310条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応)

第311条 事業所の職員等は、介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急



事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、施設長、家族に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また、事故の再発防止に努める。

2 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、非常災害に備えて、避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上実施する。

(法令との関係)

第34条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月13日に改正し、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月25日に改正し、平成24年10月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日に改正し、平成27年4月1日から施行します。

この規定は、令和元年10月1日に改正し、令和元年10月1日から施行します。

この規定は、令和3年8月1日に改正し、令和3年8月1日から施行します。

この規定は、令和6年8月1日に改正し、令和6年8月1日から施行します。